

令和5年9月県議会

厚生常任委員会説明資料

(予算及び条例等関係)

健康福祉部
病院局

全國農民日報社

特設印刷委員會委員卅常生單

(附開等國來訂及單下)

印刷委員會

印刷委員會

目次

【予算関係議案】

議案第 1 号	令和5年度熊本県一般会計補正予算(第3号)	P 1
○	令和5年度9月補正予算課別一覧表	P 2
○	健康福祉政策課	P 3
○	健康危機管理課	P 4
○	子ども未来課	P 5
○	子ども家庭福祉課	P 6
○	障がい者支援課	P 7
○	医療政策課	P 8
○	健康づくり推進課	P 9
○	薬務衛生課	P 9

議案第 4 号 令和5年度熊本県病院事業会計補正予算(第1号)

○	病院局	P 10
---	-----	------

【条例等議案】

議案第 6 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(子ども未来課)	P 12
---------	---	------

議案第 7 号	熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について (薬務衛生課) . . .	P 16
議案第 8 号	熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について (薬務衛生課) . . .	P 18
議案第 26 号	専決処分等の報告及び承認について (健康危機管理課)	P 20

【 報 告 】

報告第 14 号	一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について (高齢者支援課)	P 22
報告第 15 号	公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について (健康づくり推進課)	P 24
報告第 16 号	公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について (薬務衛生課)	P 26
報告第 17 号	公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出 について (薬務衛生課)	P 28

【その他報告】

生活保護費不正受給に係る裁判結果について (社会福祉課)	P 30
--	------

令和5年度 9月補正予算 課別一覽表

健康福祉部

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額		計	補正額の財源内訳			
		通常分	新型コロナウイルス対策分		特定財源			
					国支出金	地方債	その他	一般財源
健康福祉政策課	5,007,202	7,681	12,400	5,027,283	12,400			7,681
健康危機管理課	17,068,290	46,723	15,539	17,130,552	15,539			46,723
高齢者支援課	3,469,610			3,469,610				
認知症対策・地域ケア推進課	29,602,058			29,602,058				
社会福祉課	5,187,270			5,187,270				
子ども未来課	25,583,611	63,854	30,270	25,677,735	79,620			14,504
子ども家庭福祉課	11,842,509	4,238	25,000	11,871,747	25,000			4,238
障がい者支援課	26,867,867		3,135	26,871,002	3,135			
医療政策課	49,130,638	2,764,935	17,985	51,913,558	22,238	1,000	507,191	2,252,491
国保・高齢者医療課	49,741,078			49,741,078				
健康づくり推進課	7,742,343	92,126		7,834,469				92,126
薬務衛生課	3,551,748	32,643		3,584,391				32,643
合 計	234,794,224	3,012,200	104,329	237,910,753	157,932	1,000	507,191	2,450,406

母子父子寡婦福祉資金特別会計

子ども家庭福祉課	94,612			94,612				
----------	--------	--	--	--------	--	--	--	--

国民健康保険事業特別会計

国保・高齢者医療課	191,972,335			191,972,335				
健康づくり推進課	176,639			176,639				
合 計	192,148,974			192,148,974				

総 合 計	427,037,810	3,012,200	104,329	430,154,339	157,932	1,000	507,191	2,450,406
-------	-------------	-----------	---------	-------------	---------	-------	---------	-----------

令和5年度9月補正予算説明資料

課名 健康福祉政策課 (一般会計)

(単位：千円)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明
					補正額の特 定財源		一般財源	
					国支出金	地方債		
19	社会福祉 総務費	1,399,702	20,081	1,419,783	12,400		7,681	1. 社会福祉諸費 ・ 新型コロナウイルス困りごと支 援事業 新型コロナウイルス対応 物価高騰の影響を受けるひと り親家庭への支援を行う団体 等に対する助成額の増 2. 国庫支出金返納金 ・ 国庫支出金精算返納金 令和3年度国庫補助金の額の 確定に伴う返納金
課 計		5,007,202	20,081	5,027,283	12,400		7,681	

令和5年度9月補正予算説明資料

(単位：千円)

課名 健康危機管理課 (一般会計)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説 明
					特 定 財 源	一般財源		
						国 支 出 金	地 方 債	
21	公衆衛生費 総務	492,450	46,723	539,173			46,723	1. 国庫支出金返納金 ・ 国庫支出金精算返納金 令和3年度国庫補助金の額の 確定に伴う返納金 46,723
21	予防費	15,443,472	15,539	15,459,011	15,539			1. 感染症予防費 ・ 保健研検査関連機器整備事業 新型コロナ対応 保健環境科学研究所で使用する 検査機器購入に要する経費 の増 15,539
課計		17,068,290	62,262	17,130,552	15,539		46,723	

令和5年度9月補正予算説明資料

(単位：千円)

事項別 明細書 数 頁	目 名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳				説 明	
					国支出金	特 定 財 源	地 方 債	そ の 他		一 般 財 源
20	児童福祉 総務費	4,557,175	14,504	4,571,679				14,504	1. 国庫支出金返納金 ・ 国庫支出金精算返納金 令和3年度国庫補助金の額の 確定に伴う返納金	14,504
40	私 振 興 費	835,262	79,620	914,882	79,620				1. 私学振興助成費 (1) 教育支援体制整備事業 一部新型コロナウイルス対応 認定こども園等における感染 症対策や教育支援体制の整備 に対する助成 (2) 給食費支援事業 新型コロナウイルス対応 私学助成園及び認可外保育施 設における物価高騰による給 食費のかかり増し経費に対す る助成 (3) 就学前教育・保育施設整備 事業(幼型・経過措置分) 幼稚園型認定こども園の施設 整備に対する助成	79,620 18,300 13,320
課 計		25,583,611	94,124	25,677,735	79,620			14,504		

令和5年度9月補正予算説明資料

(単位：千円)

課名 子ども家庭福祉課 (一般会計)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説 明	
					国支出金	特 定 財 源			一般財源
						地方債	その他		
20	児童福祉 総務費	560,943	4,238	565,181			4,238	1. 国庫支出金返納金 ・ 国庫支出金精算返納金 令和3年度国庫補助金の額の 確定に伴う返納金 4,238	
20	母福祉 子費	2,128,370	25,000	2,153,370	25,000			1. ひとり親対策費 ・ 低所得の子育て世帯生活支援特 別給付金 児童扶養手当受給者等に対す る低所得の子育て世帯生活支 援特別給付金の支給に要する 経費の増 25,000	
課 計		11,842,509	29,238	11,871,747	25,000		4,238		

令和5年度9月補正予算説明資料

(単位：千円)

課名 障がい者支援課 (一般会計)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説明
					特 定 財 源	源		
						国 支 出 金	地 方 債	
20	児童福祉施設費	1,404,846	1,749	1,406,595	1,749			1. ① 子ども総合療育センター費 子ども総合療育センター管 理運営費 ② 新型コロナウイルス 入所児童の感染防止にかかる シャワートローリー導入に要 する経費 1,749
49	県立病院事業会計繰出金	1,095,457	1,386	1,096,843	1,386			1. ① 特別会計繰出金 ② 病院事業会計繰出金 ③ 新型コロナウイルス 新型コロナウイルス感染症リス クの低減にかかる備品導入に 要する経費 1,386
課	計	26,867,867	3,135	26,871,002	3,135			

令和5年度9月補正予算説明資料

(単位：千円)

課名 医療政策課 (一般会計)

事項別 明細書 頁数	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説 明	
					待 特	財 源			
						国 支 出 金	地 方 債		そ の 他
21	公衆衛生費 総務	7,406,400	2,782,920	10,189,320	22,238	1,000	507,191	2,252,491	1. 保健医療推進対策費 (1) 医療施設等施設・設備整備費 災害時における受入スペース の整備を行う災害拠点病院に 対する助成 (2) 地域医療等情報ネットワー ク整備事業(コロナ臨時 交付金) 新型コロナ対応 新型コロナウイルス感染症防止 に係るくまもとメデイカルネ ットワークシステムの整備を 行う(公社)県医師会に対す る助成 2. 国庫支出金返納金 ・ 国庫支出金返納金 令和3年度国庫補助金の額の 確定等に伴う返納金
課 計		49,130,638	2,782,920	51,913,558	22,238	1,000	507,191	2,252,491	

令和5年度9月補正予算説明資料

(単位：千円)

課名 健康づくり推進課 (一般会計)

事項別 明細書 頁	目名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説 明	
					国支出金	補正額の財源			
						特定財 地方債	源 その他		一般財源
21	公衆衛生 総務費	7,441,083	92,126	7,533,209			92,126	1. 国庫支出金返納金 ・ 国庫支出金返納金 令和3年度国庫補助金の額の 確定に伴う返納金	92,126
課 計		7,742,343	92,126	7,834,469			92,126		

令和5年度9月補正予算説明資料

(単位：千円)

課名 事項別 明細書 頁数	課名 薬務衛生課	(一般会計)		補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳			説 明
		特 定 財 源					一 般 財 源			
		国 支 出 金	地 方 債					そ の 他		
23	薬 務 費	159,141	32,643	191,784	32,643				32,643	1. 国庫支出金返納金 ・ 国庫支出金返納金 令和3年度国庫補助金の額の 確定に伴う返納金
課 計		3,551,748	32,643	3,584,391					32,643	

令和5年度9月補正予算 総括表

病院局

(単位：千円)

会計名	区分	収益的収支			資本的収支		
		収入	支出	損益	収入	支出	差引
病院事業会計	補正前の額	1,726,586	1,720,989	5,597	226,197	401,176	-174,979
	補正額	0	0	0	1,386	1,386	0
	計	1,726,586	1,720,989	5,597	227,583	402,562	-174,979

- (注) 1 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用をいう。
 2 資本的収支とは、建物・施設の建設や企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入をいう。
 なお、資本的支出が収入を上回る部分は、過年度分損益勘定留保資金で補填する。

令和5年度9月補正予算説明資料

(単位：千円)

部局名 病院局 (病院事業会計)

事項別 明細書 頁	項目	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源	財源			
						国支出金	地方債	その他	
57 ～ 60	資本的 支出	401,176	1,386	402,562			1,386		1. 建設改良費 ・ 器械備品購入費 新型コロナウイルス対応 ことの医療センターにおけ る備品購入に要する経費の増
計		401,176	1,386	402,562			1,386		

第 6 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次の
ように制定することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例
(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例
第75号)の一部を次のように改正する。

第15条、第29条及び第37条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め
る。

第48条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第60条、第69条第1項第6号、第85条第3項及び第98条中「厚生労働大臣」
を「こども家庭庁長官」に改める。

第106条第1項中「厚生労働省組織規則(平成13年厚生労働省令第1号)第62
2条」を「こども家庭庁組織規則(令和5年内閣府令第38号)第16条」に改め、同
条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(熊本県手数料条例の一部改正)

第2条 熊本県手数料条例(平成12年熊本県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第110号の5中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

(熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の
一部改正)

第3条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条
例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用
する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働
大臣」と読み替えるものとする。

第45条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大
臣」に改める。

第49条第2項中「読み替える」の次に「ほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福

社サービスの事業について準用する場合に限り、第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第105条第4項及び第114条第3項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第196条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改め、同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第201条の4第1項第2号アからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

附則第13項及び第14項中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第9項中「入所して」を「通所して」に改める。

第7条第11項中「入所して」を「通所して」に改める。

第24条第4項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第56条第3項及び第63条第4項中「入所して」を「通所して」に改める。

第67条第4項及び第92条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

第17条第4項及び第31条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年熊本県条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第41条の2」の次に「(新指定通所支援基準条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)」を、「熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び

運営の基準等に関する条例」の次に「（以下この項において「新指定入所施設基準条例」という。）」を、「第37条の2」の次に「（新指定入所施設基準条例第57条において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

子ども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）の施行等に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

子ども未来課

議案番号	条 例 名	内 容
第 6 号	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和5年厚生労働省令第48号）の施行等に伴い、関係条例の規定を整理する。</p> <p>2 内容 次の6条例について、こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の施行等に伴い、関係規定を整理する。 ア 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（第1条） イ 熊本県手数料条例（第2条） ウ 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（第3条） エ 熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（第4条） オ 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（第5条） カ 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（第6条）</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>

第 7 号

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例

熊本県旅館業法施行条例（昭和33年熊本県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）の概要
 薬務衛生課

議案番号	条 例 名	内 容
第7号	熊本県旅館業法施行条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。</p> <p>2 内容 条例第5条に規定する宿泊を拒むことができる事由に関する根拠規定の条項ずれを改正する。</p> <p>3 施行期日 公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p>

第 8 号

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例

熊本県興行場法施行条例（昭和59年熊本県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項第1号中「住所並びに」の次に「相続人にあつては、」を加え、同項第2号中「被相続人」を「興行場営業を譲渡した者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）、被相続人」に、「（法人にあつては、）」を「又は」に、「又は」を「若しくは」に、「所在地）」を「所在地」に改め、同項第3号中「相続開始」を「興行場営業を譲り受けた年月日、相続開始」に、「（法人にあつては、）」を「又は法人の」に、「又は」を「若しくは」に、「年月日）」を「年月日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

興行場法（昭和23年法律第137号）の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例（案）の概要

業務衛生課

議案番号	条 例 名	内 容
第 8 号	熊本県興行場法施行条例の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 興行場法（昭和23年法律第137号）の一部改正に伴い、関係規定の整備を行う。</p> <p>2 内容 条例第4条の2に規定する営業者の地位の承継の届出に係る条文を整備する。</p> <p>3 施行期日 公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。</p>

第 26 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 27 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和5年5月8日に判明した、熊本県が賃借したパソコンの破損及び部品の紛失に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年9月1日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
テンプラス株式会社	44,880円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

○事案の概要

1 事実判明日

令和5年5月8日

2 過失割合

県：相手方＝100：0

3 賠償額

44,880円

4 状況

令和4年9月26日から令和5年5月7日までの契約期間に賃貸借していた業務支援員用パソコンの返却時において、当該パソコンの破損及び部品の紛失が判明し、契約相手方から損害賠償金の支払いを求められたもの。

報告第 14 号

一般財団法人熊本さわやか長寿財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、一般財団法人熊本さわやか長寿財団の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

1 財団の概要

- (1) 設立年月日 平成3年11月1日
- (2) 設立目的 高齢者の積極的な社会活動の促進を図るための生きがいと健康づくりに関する事業を行い、もって活力を持ちながら長寿を喜べる社会の実現に寄与することを目的とする。
- (3) 主な出捐者 熊本県、全市町村、肥後銀行などの民間企業等

2 令和4年度事業報告（主なもの）

- (1) 熊本さわやか大学校の開校
高齢者の「生きがい再発見」、「仲間づくり」、「社会参加」や、高齢社会のリーダーの育成を目的として特別講座を開講（受講者数61人）。
- (2) シルバー作品展の開催
高齢者の発表の場を設けることにより、文化活動を促進し、生きがいづくりを推進するため開催（出展作品数273点）。
- (3) 高齢者への就労支援事業
県総合福祉センター及び各地域振興局に高齢者無料職業紹介所を開設。ハローワークと連携し、能力に応じた職業紹介を実施（就職者数296人）。

3 令和4年度決算（概要）

(1) 経常収益		61,374,860円
内訳（主なもの）	県補助金	42,742,000円
(2) 経常費用		60,213,980円
(3) 当期経常増減額		1,160,880円

4 令和5年度事業計画（主なもの）

- (1) 熊本さわやか大学校の開校
高齢者の生きがい・健康づくり等の促進を図りながら、高齢社会を活性化させるリーダーを育成するために、熊本市内と八代市内で開校。
- (2) シルバー作品展の開催
高齢者の文化活動を促進し、生きがいづくりを推進するため、熊本県立美術館分館において開催。
- (3) 高齢者への就労支援事業
高齢者の就労の機会を拡大し、その知識や経験を社会に役立たせ、生活の安定と生きがいを得られるように職業紹介及び職場開拓を行う。

5 令和5年度予算（概要）

(1) 経常収益		57,350,000円
内訳（主なもの）	県補助金	41,793,000円
(2) 経常費用		65,440,000円
(3) 当期経常増減額		△8,090,000円

報告第 15 号

公益財団法人熊本県総合保健センターの経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人熊本県総合保健センターの令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関
する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 財団の概要

- (1) 設立年月日 昭和60年3月27日、財団法人熊本県成人病予防協会として設立
平成17年4月1日 財団法人熊本県総合保健センターに名称変更
平成24年4月1日 公益財団法人に移行
- (2) 設立目的 公衆衛生の重要な課題である生活習慣病予防や、がん予防のために
県民の健康診断・検診・保健指導、普及啓発等の事業を行い、県民
の健康の向上に寄与することを目的とする。
- (3) 主な出捐者 熊本県、熊本県医師会、結核予防会熊本県支部、熊本県対がん協会

2 令和4年度事業報告（主なもの）

- (1) 保健事業の推進
コロナ禍でも受診しやすい健診体制の提供に努めることで、受診数を373,973人（前
年度比106%）と、コロナ禍前の令和元年と比較し約98%まで回復することができた。
- (2) 特定保健指導の強化
「健診と特定保健指導の一体化」を軸として、健診当日の保健指導を強化すること
で、特定保健指導の実績を3,548人（昨年度比135%）と大きく増やすことができた。
- (3) サービスの質の向上
受診者の待ち時間を短くするため、検査スケジュールを見直すとともに、がん検診
に加え、特定健診を新たに休日健診の対象とすることで、サービスの質を向上させた。

3 令和4年度決算（概要）

(1) 経常収益	2, 176, 196, 313円
(2) 経常費用	1, 967, 595, 670円
(3) 当期経常増減額	208, 600, 643円

4 令和5年度事業計画（主なもの）

- (1) 保健事業の推進
新型コロナウイルス感染症の影響下でも受診しやすい健診体制の提供に努め、地域
保健を軸に、概ね前年度を上回ることを見込む。
- (2) 精度管理の向上
県民に質の高いがん検診を提供するため、外部評価機関による評価において、各評
価で最上位の評価を目指し、精度管理の維持、向上に努める。
- (3) 普及啓発活動の推進
長引くコロナ禍の影響による受診控えへの対策として、健診受診の啓発のため、広
報誌の発行やテレビ等のマスメディアを活用した広報、学会での発表、講演会を行う。

5 令和5年度予算（概要）

(1) 経常収益	2, 168, 806, 000円
(2) 経常費用	2, 199, 446, 000円
(3) 当期経常増減額	△30, 640, 000円

報告第 16 号

公益財団法人熊本県移植医療推進財団の経営状況を説明する書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団
法人熊本県移植医療推進財団の令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に
関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

1 財団の概要

- (1) 設立年月日 昭和54年3月29日（平成25年4月1日公益財団法人移行）
- (2) 設立目的 アイバンク事業及び移植医療の普及推進に関する事業を行い、視覚障がい者及び臓器不全患者の機能回復に資するとともに、目と臓器に関する保健衛生の知識の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。
- (3) 主な出捐者 熊本県、全市町村、肥後銀行などの民間企業及び団体等

2 令和4年度事業報告（主なもの）

- (1) 普及啓発事業
移植医療に対する県民の理解と協力が得られるよう、パンフレット等を作成し、移植医療に関する知識の普及啓発を行った。
- (2) 摘出あっせん業務
角膜、強膜の疾患により、視力低下又は失明した方を角膜、強膜の移植により視力を回復させることを目的に、安全性の確保された角膜、強膜のあっせんを公平、公正に行った。（献眼件数 11件、あっせん件数 17件）
- (3) 組織適合検査（HLA検査）費用の助成
腎移植希望者の新規登録のための組織適合検査（HLA検査）費用が、税込26,400円と高額なことから検査費用の一部を補助した。（9,000円/人、実績21件）

3 令和4年度決算（概要）

(1) 経常収益		24,633,598円
内訳（主なもの）	事業収益	16,490,400円
	寄付金等	4,059,514円
(2) 経常費用		23,007,502円
内訳（主なもの）	移植推進事業費	16,330,351円
(3) 当期経常増減額		1,626,096円

4 令和5年度事業計画

令和4年度と同様の内容

5 令和5年度予算（概要）

(1) 経常収益		23,082,150円
内訳（主なもの）	基本財産運用益	1,508,000円
	事業収益	16,400,000円
	寄付金等	4,328,000円
(2) 経常費用		23,082,150円
内訳（主なもの）	移植推進事業費	15,503,100円
(3) 当期経常増減額		0円

報告第 17 号

公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの経営状況を説明する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、公益財団法人熊本県生活衛生営業指導センターの令和4年度決算に関する書類及び令和5年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出する。

令和5年9月13日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

1 財団の概要

- (1) 設立年月日 昭和58年3月22日（平成25年4月1日公益財団法人移行）
- (2) 設立目的 生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。
- (3) 主な出捐者 熊本県、県内11業種の生活衛生同業組合

2 令和4年度事業報告（主なもの）

- (1) 生活衛生関係営業指導事業
指導センターの経営指導員による経営相談指導、店舗や衛生施設等の整備に伴う融資相談助言等及び生衛業に対する苦情相談を行い、生衛業の経営の健全化を図ることができた。
- (2) 景気動向等調査事業
日本政策金融公庫からの調査事業として、県内70の生衛業者に対して採算、景況等の景気動向や設備投資の動向を4半期ごとに調査した。なお、調査結果は、公庫及び全国センターのホームページで公開された。
- (3) 生活衛生営業振興助成事業
県内11の生活衛生同業組合が実施する「消費者へのサービス向上のための事業」、「専門的知識・技術等を習得するための事業」及び「新型コロナウイルス感染症防止のための事業」等に対し助成を行い、生衛業の振興を図ることができた。

3 令和4年度決算（概要）

(1) 経常収益		34,021,584円
内訳（主なもの）	県補助金	31,000,000円
	事業収益	2,531,460円
(2) 経常費用		33,844,535円
内訳（主なもの）	生活衛生関係営業指導事業	21,012,018円
	景気動向等調査事業	500,000円
	生活衛生営業振興助成事業	9,988,000円
(3) 当期経常増減額		177,049円

4 令和5年度事業計画（主なもの）

令和4年度と同様の事業を実施する。

5 令和5年度予算（概要）

(1) 経常収益		28,949,850円
内訳（主なもの）	県補助金	25,692,000円
	事業収益	2,766,800円
(2) 経常費用		28,936,475円
内訳（主なもの）	生活衛生関係営業指導事業	22,305,928円
	景気動向等調査事業	500,000円
	生活衛生営業振興助成事業	3,388,000円
(3) 当期経常増減額		13,375円

生活保護費不正受給に係る裁判結果について

社会福祉課

1 事案の概要

- 平成19年6月から生活保護を受けていた者が、遺族年金等の収入を申告せず、令和2年2月までの約12年にわたり、生活保護費を不正に受給していたもの。
- 当該被保護者は、福祉事務所が収入の根拠資料を示してもそれを認めず、費用徴収額が決定した後も返済に非協力的な態度を続け、特に悪質であったことから、令和3年3月31日、県福祉事務所としては、初めて警察に被害届を提出した。
- 令和5年6月1日に、熊本地方検察庁が起訴し、同年7月27日、熊本地方裁判所人吉支部において第1回公判が開かれ、同年9月5日に判決が言い渡された。

2 不正受給額

11,602,050円

3 判決内容

- (1) 被告人
球磨福祉事務所管内在住 60代 女性
- (2) 罪名
詐欺罪
- (3) 判決
有罪 (懲役2年6月、執行猶予5年)

4 今後の対応

不正受給の未然防止・早期発見のため、引き続き、被保護者への収入・資産申告義務の周知、関係機関に対する調査等に万全を期し、不正受給事案が発生した際は遅滞なく徴収に努める。